

## 国連国際租税協力に関する枠組条約策定についての要望書

財務大臣 加藤勝信 様

グローバル連帯税フォーラム・共同代表理事

金子文夫 田中徹二

PSI (Public Services International) 東アジア事務所 代表

青葉博雄

日頃からの国際租税協力におけるご尽力に感謝致します。

さて、国連国際租税協力に関する枠組条約策定に向けての動きが、一昨年来活発となり、2023年8月の事務総長による「国連における包摂的かつ効果的な国際租税協力の促進」報告書を経て、同年12月総会において、枠組条約形式による協力推進と条約付託事項の草案策定のため政府間特別委員会設置を決めた決議「国連における包摂的かつ効果的な国際租税協力の促進」（決議78/230）が採択され、特別委員会の諸作業の後、本年8月16日、枠組条約と2つの議定書策定等の交渉を行う「国連国際租税協力枠組条約付託事項議長草案」が採択され、今後この付託事項草案が総会に諮られることになっています。

ところで、日本政府は決議78/230にも付託事項草案にも反対しました。その理由として「包摂的かつ効果的な国際租税協力を推進するための広範なコンセンサスを得ていないこと」「国内資源動員（DRM）強化への意欲を欠いていること」等（8月16日「TOR採択における原田財務省主税局総務課主税企画官」）と述べています。

翻って、国際租税に関する時間的経緯を見ますと、とくにアフリカ等途上国にあっては違法な資金流出に悩まされ、国内開発にもブレーキがかかっていることから、「2015年にアディスアベバ行動計画の一環として国際租税協力に取り組む国連機関の設立を提案した…この提案は受け入れられなかったが、国連は国際租税協力への取り組みをさらに進めることに同意したのである」（UNCTAD: 2024 Trade and Development Report）という経緯があります。このことを国際社会が十分に取り上げることができたかどうかですが、先の事務総長報告では国際租税協力に関し（BEPS包摂的枠組含め）包摂性・実効性の面から途上国の現実に合わないと言われていることから、十分ではなかったのです。続けて、事務総長報告は「国連のもとで包摂的かつ効果的な国際租税協力を促進すべき」としましたが、その延長上に今日の枠組条約制定の動きがあることから、決して「広範なコンセンサス」がなかったと結論付けはできないのではないのでしょうか。

今日のデジタル化・グローバル化経済の下での国際租税ルールを見ますと、BEPS包摂的枠組における、とくに100年来の税制改革と言われた第1の柱の「市場国での一定の課税権」が行き詰まっている現在、またいぜんとして多国籍企業や富裕層によるタックスヘイブンを利用した租税回避や途上国における違法な資金流出を防止しきれていない現在、あらためて二国間および限定的な多国間協定に依存する今日の国際租税ルールから、包括的かつ公正、効果的な枠組の下に組み込む国際租税ルールの創設が望まれています。現在提案されている枠組条約は、国際租税協力のための世界的な多国間枠組を構築する最初の試みですし、国際社会が待ち望んでいたものではないでしょうか。

実際、本年 9 月開催された国連未来サミットの『未来のための協定』では、「持続可能な開発目標の達成に向けた各国の努力に大きく貢献する包摂的かつ効果的な国際租税協力を推進する…我々は国連枠組条約の策定に向けたプロセスに引き続き建設的に関与していく」と謳われています。また、10 月 23-24 日開催の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の声明では「国連における、国際租税協力に関する国連枠組条約とその議定書の策定に関する建設的な議論を引き続き奨励する」と謳われました。このように国際社会は枠組条約策定をすでに織り込んでいるように思われます。

以上のような情勢認識から、私たちは下記のことを要望しますので、前向きにご検討くださるようお願いいたします。

#### 記

- 1、日本政府は、国連第 2 委員会における国際租税協力に関する国連枠組条約の委託事項草案の採択にあたり賛成票を投ずること
- 2、日本政府は、「OECD/G20 BEPS 包摂的枠組」における合意にこだわることなく、BEPS プロジェクトでの先進的知見を踏まえ、国連枠組での議論において主導的立場を取っていただきたいこと

以上

2024年11月20日